

Q1. 「労務費見積り宣言」とは何か。

A1. 建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重することを各企業で宣言することです。

基本的に、日本建設業連合会 2018.12.21 制定の「労務費見積り尊重宣言」実施要領を確認し、各企業の方針により判断し宣言するものと考えております。

Q2. 「労務費見積り宣言」するメリットはあるか。

A2. 建設業における労務賃金改善に寄与するものと考えております。

Q3. 総合評価落札方式において「労務費見積り宣言」とし加点頂き、工事受注後に実施しなかった場合は、ペナルティーはあるか。

A3. 発注者が行う元請け企業と下請け企業の見積書における労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合は、工事成績評定「法令遵守等_8.その他」で減ずる措置を行います。

Q4. 総合評価落札方式において「労務費見積り宣言」の加点はないが、工事受注後に「労務費見積り宣言」を行った場合は、工事成績評定で加点はあるか。

A4. 「労務費見積り宣言」を行ったのみでは工事成績評定で加点はありません。

受注者が工事完成日までに、「労務費見積り尊重宣言」を公表（HP）している場合で、見積書における労務費（労務賃金）の内訳明示が行われていることに加え、注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されていれば、工事成績評定「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

Q5. 発注者における「労務費見積り尊重宣言」の確認は、どのように行うのか。

A5. 総合評価落札方式の申請書提出時に

- ・ 労務費見積り尊重宣言で決定・公表した事実が確認できる資料。（ホームページ等の写し）
- ・ 決定・公表しているホームページ等の URL が確認できる資料。
- ・ 労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書。

上記資料について、提出して頂き確認を行います。

Q6. 発注者が行う元請け企業と下請け企業の見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示確認は、全工事対象に行うのか。

A6. 当面、1次下請け金額上位1社に加え、下請金額 3,500 万円以上(当初契約、変更契約含む。)の 1次下請を対象としております。

Q7. 見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示確認を行う、下請金額 3,500 万円以上(当初契約、変更契約含む。)について理由はあるか。

A7. 主任技術者又は監理技術者を、工事現場ごとに専任の者でなければならない工事(下請け工事)を対象としました。

【以下参考】

建設業法第 26 条第 3 項では配置技術者の規定があり

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、設業法第 26 条第2項の規定により、置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。」となっております。

政令で定める重要な工事は、下請けする工事含め、1 件の請負代金の額が 3,500 万円以上(建築一式工事にあっては 7,000 万円以上)の施設・工作物であり、詳細は建設業法第 27 条に記載されております。

Q8. 公告文に「労務費見積り尊重宣言」の対象工事と記載されていない場合、対象工事とならないか。

A8. 現試行要領の適用範囲では、対象工事となりません。

Q9. 当面、発注者が行う元請け企業と下請け企業の見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示確認は、1次下請け金額上位1社に加え、下請金額 3,500 万円以上(当初契約、変更契約含む。)の 1次下請を対象となっているが、上記以外の下請け企業の見積書における労務費の内訳明示は、行わなくてもいいのか。

A9. 「労務費見積り尊重宣言」は、現場で働く建設技能者処遇改善を目的としており、社会保険加入推進、法定福利費明示と趣旨は同じであります。よって、法定福利費の対象と同様、建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員が対象範囲となります。

基本的に日本建設業連合会 2018. 12. 21 制定の「労務費見積り尊重宣言」実施要領によります。